

なくせ！過労死・長時間労働

労働相談 ホットライン

秘密厳守
相談無料

労働問題の専門家が仕事のトラブル・悩みにお答えします。



0120-378-060

あなたの街の労働相談センターにつながります

10月13日(金)

10時 ~ 19時



(全国労働組合総連合)
www.zenroren.gr.jp

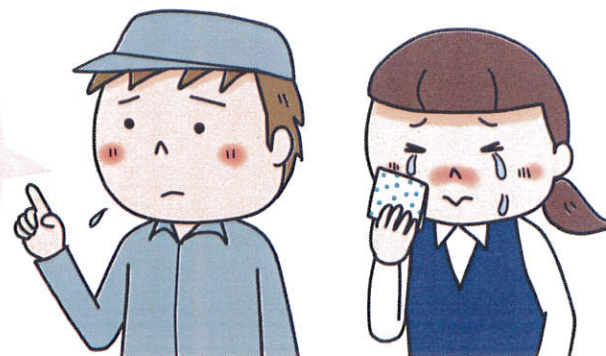
愛媛労連・労働相談センター

〒790-0003 松山市三番町 8-10-2

HP:<http://e-soudann.org/>

毎日残業でクタクタ
休みがとれない
「契約更新をしない」と言われた
パワハラ・セクハラ
やめてほしい

悩んだら、
困ったら、
労働相談に
電話しよう！



労働組合で会社と対等に交渉

ロードクミアイ

「会社の言うことは絶対！」とっていませんか。そんなことはありません。憲法28条は労働組合の結成・加入の権利、団体で交渉する権利、団体で行動する権利を保障しています。労働組合は、会社と対等の立場で交渉できます。

1人でも入れる労働組合があります